

7月は、令和7年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の 重点取組期間です。

問答集

Q 1 クールワークキャンペーンは、いつから始まったのですか？

A 1 平成29年から始まり、各労働災害防止団体と連携して熱中症対策に取り組んできました。今年で9年目となります。

Q 2 キャンペーンの実施期間はいつですか？

A 2 実施期間は、5月1日から9月30日までとし、4月が準備月間、7月を「重点取組期間」として取り組みます。

Q 3 キャンペーンは具体的にどのようなことを行うのですか？

A 3 展開中のキャンペーンは、労働災害防止団体や関係省庁と連携し、「実施要綱」に基づき周知用リーフレットを制作して、各事業場における詳細な実施事項の実施を呼びかけています。

具体的な実施事項には、「JIS規格に適合した暑さ指数計の準備と把握と評価の実施」や「測定した暑さ指数に応じた、各種の取り組み事項」などとなります。

Q 4 - 1 令和6年の熱中症による労働災害発生状況（京都府内）はどうなっていますか？

死亡災害は発生していますか？

A 4 - 1 令和6年の休業4日以上之死傷者数は26人で、対前年比で8件増加し、過去10年間の最大値であった令和5年から大幅に増加しましたが、死亡災害は発生しておりません。

なお、死亡者数は、この10年間に2人となっており、屋内作業で1名、屋外（移動中）で1名となっています。

休業災害を含め、屋内作業が全体の約33%となっていますので、注意が必要です。

Q 4 - 2 令和6年の熱中症による労働災害発生状況（全国）はどうなっていますか？

A 4 - 2 令和6年の職場における熱中症の発生状況について、厚生労働省が全国確定値を公表しています。

令和6年の休業4日以上之死傷災害は1,257人で、過去10年で最多となり、うち

死亡者数は 31 人で、3 年連続で 30 人以上となりました。

過去最も死亡者数が多かったのは平成 22 年の 47 人でした。同年の休業 4 日以上
の死傷者数は 656 人で、当時の過去最多人数でした。

過去 5 年間の業種別でみると、建設業が最多業種で 20% を占めており、休業 4 日
以上の死傷災害は 961 人で、うち死亡者数は 54 人となっており、死亡者数は全産業
の約 4 割を占めております（全産業の死傷災害 4,710 人、死亡者数 134 人、建設業
の死亡者数の割合 40.3%）。

令和 6 年は遅い梅雨入り、平年並みの梅雨明けとなった一方で、令和 5 年以上の
猛暑が続き、熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）の発表回数が過去 3 年で最多
（京都府 33 回、全国 1,722 回）となり、令和 5 年に比較して京都府においても全国
的にも熱中症が増加しました。

Q 4 - 3 熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）とは何ですか？

A 4 - 3 「熱中症警戒アラート」とは、最高暑さ指数（WBGT 値）が 33（予測値）以上に
達する場合に環境省から発表される情報です。31 以上で危険とされておりますの
で、33 は極めて危険な数値です。

全国に 840 の情報提供地点があり、都道府県内のいずれかの情報提供地点で予測
値が 33 以上となった場合に発表され、気温及び湿度が高い年は熱中症警戒アラート
の発表回数が多くなります。

令和 6 年には、「熱中症特別警戒アラート」の運用も開始され、都道府県内の全て
の情報提供地点で予測値が 35 以上となった場合、過去に例のない危険な暑さとなる
こと、熱中症を予防する行動の徹底を呼び掛けることとされております。

**Q 4 - 4 令和 3 年及び令和 4 年の熱中症による労働災害が減少傾向にあったのはなぜで
すか？**

A 4 - 4 令和 3 年の熱中症による労働災害の発生件数が減少していたのは、環境省によ
る熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）の発表回数が過去 3 年で最小であったことと関
連があると考えられます。令和 4 年は令和 3 年に比較して熱中症警戒アラート（熱中症警
戒情報）の発表回数が多かったのですが、令和 5 年よりも少ない回数でした。

京都府における

令和 3 年の発表回数は 12 回（全国値 613 回）

令和 4 年の発表回数は 20 回（全国値 889 回）

令和 5 年の発表回数は 29 回（全国値 1,232 回）

令和 6 年の発表回数は 33 回（全国値 1,722 回）**過去最多**
となっております。

Q 5 熱中症対策のポイントは何ですか？

A 5 「作業環境管理」、「作業管理」と「健康管理」となります。

「作業環境管理」については、W B G T 値（暑さ指数）の活用となります。

Wet-Bulb Globe Temperature（湿球黒球温度）

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、次式により算出。

屋内、屋外で太陽照射のない場合（日かげ）

W B G T 値 = $0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

屋外で太陽照射のある場合（日なた）

W B G T 値 = $0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

「作業管理」は、作業時間の短縮、熱への順化、水分・塩分の摂取、服装、作業中の巡視がポイントです。

具体的には、休憩の頻度を増やすこと、作業場などにスポットクーラー、製氷機、冷蔵庫などを設置すること、スポーツドリンクや塩飴など水分・塩分補給の飲料やサブリなどを用意すること、空調服を着用すること、暑さ指数計を作業場に設置し、巡視の頻度を増やすことなどです。

最後に「健康管理」であり、次の管理の実施が困難となりますがとても重要です。

健康診断結果に基づく対応など

高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項などについて、産業医・主治医などの意見を勘案し、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講じること。

日常の健康管理など

睡眠不足、体調不良、前日などの飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水状態などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあり、日常の健康管理について、指導を行うとともに、必要に応じて、健康相談を行うこと。

労働者の健康状態の確認

作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認すること。

身体の状態の確認

休憩場所などに、体温計や体重計などを備えることで、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状態を確認すること。

（詳細、パンフをご参照下さい。）

Q 5 - 2 重点取組期間において、最も重要な対策は何ですか？

A 5 - 2 「重点取組事項」に記載された項目全てではありませんが、特に留意いただきたいのは、万一熱中症の疑いがある者を発見した際の「重篤化防止のための応急措置」及び「医療機関への速やかな搬送」が重要と考えられます。

以下、省令改正に係る Q & A

Q 6 - 1 熱中症対策強化の省令改正が行われた背景は？

A 6 - 1

令和 2 年から令和 5 年までの職場における熱中症による死亡災害（103 件）の傾向は、そのほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」（計 100 件）であったことから、現場において、発症者の重篤化の防止、死亡に至らせない適切な対策の強化が必要となったため、厚生労働省の労働政策審議会の意見を経て 4 月 15 日に労働安全衛生規則を改正し、6 月 1 日に施行されました。

Q 6 - 2 具体的に何をやればよいのですか。

A 6 - 2

「WBGT28 度以上または気温 31 度以上の環境下で、連続 1 時間以上または 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う際、

1. 熱中症の自覚症状を有する場合、他の者が熱中症の発症者を発見した場合に、救急車の手配等現場責任者への報告体制を整備し、周知すること。
2. 着衣状態のまま水道水等で放水する等、救急搬送までの間、熱中症の重篤化を防止するための措置・手順を定め、周知すること。

が義務付けされます。

Q 6 - 3 根拠となる法令は何ですか。

A 6 - 3

労働安全衛生法第 22 条第 2 号

（高温等による健康障害の防止に必要な措置を講じること。）

労働安全衛生法第 27 条

（労働安全衛生法 22 条の規定により事業者が講ずべき措置を厚生労働省令（労働安全衛生規則）で定めること。）

労働安全衛生規則第 612 条の 2 第 1 項、同第 2 項

（熱中症を生ずるおそれのある作業に対し、事業者は予め必要な措置を講じること。）

となっています。

Q 6 - 4 具体的に何をやれば良いのですか。

A 6 - 3

具体的な措置として、熱中症の症状がある作業者を

見つける（作業者の様子がおかしい）

判断する（救急隊要請または事業者による医療機関への搬送（軽症時））

対処する（救急車到着まで全身を放水等で急速冷却、または冷房等の使用（軽症時））

について、

現場の実態に即した対応（報告体制整備、手順作成、関係者への周知）を行い、熱中症を発症した作業者が重篤化せずに軽症で回復するよう取り組むこととなります。

